

安芸高田市
敬老事業補助金申請の手引き
(2025 年度)

【問合せ先】

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地
安芸高田市社会福祉課

TEL:0826-42-5615 FAX:0826-42-2130

メール:shakaifukushi@city.akitakata.jp

申請様式のデータが必要な場合は、社会福祉課にメールをしてください。
タイトル「〇〇振興会(施設) 敬老事業様式データ希望」
本文「差出人氏名、連絡先(電話番号)」を記載してください。

また、市ホームページに掲載してあるデータをダウンロードしてご利用ください。

【2024 年度からの変更点】

○神楽門前湯治村の神楽鑑賞引換券の廃止

○敬老事業補助金について

・補助対象者

基準日	2025年4月1日時点において、住所が安芸高田市にある者
生年月日	昭和26(1951)年4月1日以前に生まれた者 (今年度中に75歳以上になる者)
その他	安芸高田市内の施設に入所している高齢者については、対象に含まず、名簿に掲載されていません。 ※病院に入院している、市外の施設に入所している、住民票を移さずに市外に住む高齢者については、把握ができないため、対象に含まれています。

・補助金の額(1つの団体ごとに、いずれか1つを選択)

① 敬老会を開催する場合	対象者1人あたり1,200円を乗じた額
② 敬老会を開催せず、記念品配付を行う場合	対象者1人あたり300円を乗じた額 ※記念品は <u>飲食物</u> に限る

・対象経費について

① 敬老会を開催する場合

対象経費	対象経費の具体例
敬老行事の実施に係る直接事務費	コピー代、郵送料、会場使用料 など
敬老行事の実施に係るアトラクション等に要する経費	講師謝礼 など
敬老行事の開催当日に係る賄材料費及び食糧費	食糧費(弁当)、食糧費(食材) など
記念品等の購入費	記念品代 など

② 敬老会を開催せず、記念品配付を行う場合

対象経費	対象経費の具体例
記念品等の購入費(飲食物に限る。)及び配付に要する経費	記念品代、梱包料、袋代、配達料、配達に要した燃料費 など ※補助対象の記念品は <u>飲食物</u> に限ります

※商品券等の金券は、対象経費となりません

○名簿の貸出について

貸出を希望される場合は、依頼書と覚書を提出してください。

受け渡し方法は、社会福祉課又は各支所の窓口で行うか、簡易書留で送付します。

事業が終わりましたら、速やかに返却してください。

申請の流れ

【名簿が必要な場合】

・敬老事業補助金対象者名簿貸出依頼書



・敬老事業対象者名簿の取扱いに関する覚書を2部提出(振興会(施設)→市役所または支所)



※一部ずつ振興会(施設)と市で保管する

・敬老事業対象者名簿の送付(市→振興会(施設))



・補助金申請書等(様式1~4)を提出(振興会(施設)→市役所または支所)



・補助金交付決定通知書(様式5)の送付(市→振興会(施設))

【事前に補助金を交付する場合】

・補助金交付請求書(様式10)の提出(振興会(施設)→市役所または支所)



・指定口座に補助金を振込



・敬老事業の実施



・敬老事業実施後、書類提出(振興会(施設)→市役所または支所)

□実績報告書・決算書(様式8)

□事業を実施したことを証する書類(実施状況の写真、領収書やレシートのコピーなど)

□敬老事業対象者名簿の返却



・確定通知書(様式9)の送付(市→振興会(施設))

【敬老事業実施後に補助金交付する場合】

・実績報告等の提出(振興会(施設)→市役所または支所)

□実績報告書・決算書(様式8)

□事業を実施したことを証する書類(実施状況の写真、領収書やレシートのコピーなど)

□敬老事業対象者名簿の返却



・確定通知書(様式9)の送付(市→振興会(施設))



・補助金交付請求書(様式10)の提出(振興会(施設)→市役所または支所)



・指定口座に補助金を振込